

働き方改革の推進に関する連携協定書
(滋賀県社会保険労務士会・滋賀県・滋賀労働局)

滋賀県社会保険労務士会（以下「甲」という。）、滋賀県（以下「乙」という。）および滋賀労働局（以下「丙」という。）は、県内の事業所における働き方改革を推進するため、各種活動を相互に連携・協力して実施することとし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙および丙が密接に連携し、県内の労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択でき、活躍できる持続可能な社会の実現に向け、働き方改革を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙および丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上、連携し協力する。

- (1) 多様な働き方の推進に関すること。
- (2) 女性その他の多様な人材の活躍推進に関すること。
- (3) 労働生産性の向上に関すること。
- (4) 職場定着の促進および人材確保・育成に関すること。
- (5) 中小企業・小規模事業所の労務診断に関すること。
- (6) 働き方改革に係る積極的な取組を行う県内企業の情報発信に関すること。
- (7) 甲、乙および丙の取組の周知・啓発・広報に関すること。
- (8) その他本協定の目的に沿うこと。

（定期的な協議）

第3条 甲、乙および丙は前条の協議について、定期および必要に応じて臨時に実施することとし、具体的な連携・協力事項については、当該協議の場において、甲乙丙合意の上決定する。

（本協定の見直し）

第4条 甲、乙または丙のいずれから、本協定の内容変更を申し出た場合は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持）

第5条 甲、乙および丙は、本協定に基づく連携・協力により知り得た情報を相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、または漏えいしてはならないものとする。

2 甲、乙および丙は、前項の情報の利用にあたっては、第1条に規定する目的以外に使用してはならないものとする。

3 甲、乙および丙は第1項の情報のうち、個人情報については個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他個人情報の保護に関する各種法令、県条例等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

4 甲、乙および丙は、本協定終了後も、前各項による義務を負うものとする。

（本協定の解約）

第6条 甲、乙または丙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（疑義への対応）

第7条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙および丙が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

（事務局）

第8条 本協定に関する事務については、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課において行うものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年2月1日

甲 滋賀県大津市打出浜2番1号
滋賀県社会保険労務士会

会長

古川政明

乙 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

三日月大造

丙 滋賀県大津市打出浜14番15号

滋賀労働局長

待島浩二